

沖縄アリーナ条例施行規則

(令和元年9月30日規則第10号)

改正 令和3年3月26日規則第6号 令和4年3月31日規則第8号

令和5年3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄アリーナ条例（平成30年沖縄市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請等)

第2条 条例第7条第1項の規定により沖縄アリーナを利用しようとする者は、沖縄アリーナ利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用の許可の申請は、利用日の3年前から行うことができる。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りではない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請に対し利用の許可をしたときは、沖縄アリーナ利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用の許可の変更)

第3条 利用者は、前条第3項の規定により許可を受けた内容を変更しようとするときは、沖縄アリーナ利用許可変更申請書（様式第3号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りではない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請に対し変更を適当と認めるときは、沖縄アリーナ利用変更許可書（様式第4号。次条第2項において「利用変更許可書」という。）を交付するものとする。

(利用の許可の取消し等)

第4条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定により利用の許可の取消し又は利用の制限若しくは中止をしたときは、沖縄アリーナ利用許可取消（制限・中止）通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、口頭によることができる。

2 利用者は、利用開始前に沖縄アリーナを利用しないこととなったときは、沖縄アリーナ利用取りやめ届（様式第6号）に利用許可書（前条の規定による利用の許可の変更をした場合は利用変更許可書）を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(附属設備利用料金)

第5条 条例別表の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、沖縄アリーナ利用料金減免申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

- 2 条例第 12 条の規定による市長が定める減免事項は、市長が必要と認めた場合とし、減免額の算定基準は、市長及び指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、第 1 項の規定による申請に対し利用料金の減額又は免除の承認をしたときは、沖縄アリーナ利用料金減免承認通知書（様式第 8 号）を申請者に交付するものとする。

（利用料金の還付）

第 7 条 条例第 13 条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、沖縄アリーナ利用料金還付申請書（様式第 9 号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第 13 条ただし書の規定による市長が定める還付事項及び還付額の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事情により、利用できなかった場合 指定管理者が定める額

(2) 指定管理者が特別な理由があると認めた場合 指定管理者が定める額

- 3 指定管理者は、第 1 項の規定による申請に対し利用料金の還付の承認をしたときは、沖縄アリーナ利用料金還付通知書（様式第 10 号）を申請者に交付するものとする。

（利用者の遵守事項）

第 8 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するための責任者及び整理員を置くこと。
- (2) 収容人員は、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 指定管理者の許可を得ずに、物品の販売を行わないこと。
- (4) 指定管理者の許可を得ずに、施設、器具等を使用しないこと。
- (5) 指定管理者の許可を得ずに、壁、柱等に貼り紙、釘打等をしないこと。
- (6) 火災、盗難の予防等に留意し、利用に係る施設の秩序を維持すること。
- (7) その他指定管理者の指示に従うこと。

（入場者の遵守事項）

第 9 条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 沖縄アリーナを不潔にしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物（盲導犬・介助犬等を除く。）を持ち込まないこと。
- (4) その他指定管理者又は利用者の指示に反する行為をしないこと。

（施設等を損壊又は滅失した際の届出）

第 10 条 利用者は、沖縄アリーナの施設及び附属設備を損壊し、又は滅失したときは、沖縄アリーナ損壊・滅失届（様式第 11 号）を指定管理者に提出しなければならない。

（補足）

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、条例の施行の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第6号)

この規則は、令和3年3月28日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第26号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 附属設備利用料金(一般備品セット以外)

品名	単位	利用料金
映像装置	1式1時間につき	20,000円
4Dリプレイ設備	1式1時間につき	30,000円
常設音響設備	1式1日につき	30,000円
場内カメラ	1式1時間につき	15,000円
室内競技用木床	1式1時間につき	10,000円
コートサイド平台	1式1日につき	50,000円
吊下げバトン	1本1日につき	10,000円
天井フック	5トン1日につき	50,000円
電動フォークリフト	1台1日につき	10,000円
スモークマシーン	1台1日につき	15,000円
組立て式ステージ	1式1時間につき	10,000円
大型扇風機	1台1日につき	5,000円
ハンドリフト	1台1日につき	1,000円
インカム	1式1日につき	30,000円
コートサイドチェア	50脚1日につき	4,000円
円卓	1台1日につき	700円
円卓用テーブルクロス	1枚1日につき	1,000円
セレモニーチェア	1脚1日につき	250円
ポータブル音響セット	1式1日につき	5,000円
拡声器	1台1日につき	1,000円
金属探知機	1台1日につき	1,000円

電気設備、空気調和設備、照明設備	1式1時間につき	25,000円
水道設備	1,000人1日につき	7,000円

2 附属設備利用料金(一般備品セット)

種別		単位	利用料金	摘要	
一般備品セット	Aセット	1式1時間につき	2,000円	スタッキングチェア	80脚
				バリケードフェンス	50台
				パネルパーテーション	10台
				ワイヤレスマイク	2本
				講演台	2台
				誘導灯	10本
	Bセット	1式1時間につき	7,000円	スタッキングチェア	400脚
				バリケードフェンス	200台
				パネルパーテーション	25台
				ワイヤレスマイク	3本
				講演台	2台
				誘導灯	10本
	Cセット	1式1時間につき	16,000円	スタッキングチェア	2,000脚
				バリケードフェンス	200台
				パネルパーテーション	25台
				ワイヤレスマイク	3本
				講演台	2台
				誘導灯	10本

様式第1号(第2条関係)

沖縄アリーナ利用許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第2条関係)

沖縄アリーナ利用許可書

[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)

沖縄アリーナ利用許可変更申請書

[別紙参照]

様式第4号(第3条関係)

沖縄アリーナ利用変更許可書

[別紙参照]

様式第5号(第4条関係)

沖縄アリーナ利用許可取消(制限・中止)通知書

[別紙参照]

様式第6号(第4条関係)

沖縄アリーナ利用取りやめ届

[別紙参照]

様式第7号(第6条関係)

沖縄アリーナ利用料金減免申請書

[別紙参照]

様式第8号(第6条関係)

沖縄アリーナ利用料金減免承認通知書

[別紙参照]

様式第9号(第7条関係)

沖縄アリーナ利用料金還付申請書

[別紙参照]

様式第10号(第7条関係)

沖縄アリーナ利用料金還付通知書

[別紙参照]

様式第11号(第10条関係)

沖縄アリーナ損壊・滅失届

[別紙参照]